

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年6月23日（平成27年（行情）諮問第372号）

答申日：平成28年9月12日（平成28年度（行情）答申第311号）

事件名：特定期間に実施された特定部隊の富士実験隊支援の命令の不開示決定
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定期間に実施された特定部隊の富士実験隊支援 特定番号（特定年月日）及びこれを受けた特定部隊特定中隊の命令（原議書を含む）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年3月4日付け防官文第3071号で行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

当該文書の保存期間は3年である。

起算日特定年月日Aで、保存期間満了は特定年月日Bである。

しかし、保存期間が満了しても廃棄の許可がなければこれを廃棄することはできない。

よって、これを「廃棄し」とする原処分は、法5条の開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「特定期間に実施された、特定部隊の富士実験隊支援 特定番号（特定年月日）及びこれを受けた特定部隊特定中隊の命令（原議書を含む）」を求めるものであり、開示請求に該当する行政文書（本件対象文書）の保有を確認することができなかつたため、原処分を行った。

本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書のうち、特定部隊の富士実験隊支援の命令（以下「文書1」という。）については、保存期間満了のため原議書を含め特定年月日Eに既に廃棄されており、また、これを受けた特定部隊特定中隊の命令（以下「文書2」という。）については、もともと作成していない。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「当該行政文書の保存期間は3年である。起算日特定年月日Aで、保存期間満了は特定年月日Bである。」と主張するが、保存期間満了日は特定年月日Cである。また、「保存期間が満了しても、廃棄の許可がなければこれを廃棄することはできない。」とも主張するが、文書1は特定年に作成された保存期間3年、年管理の行政文書であることから、保存期間起算日は特定年月日A、保存期間満了日は特定年月日Cであり、文書1が含まれる行政文書ファイルは特定年月日Dに廃棄承認を受け、特定年月日Eに廃棄している。

よって、これらの誤った事実認識に基づき、原処分が「法5条にある開示義務を不当に回避したもの」であるとする異議申立人の主張は全く当たらず、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ①平成27年6月23日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③平成28年6月23日 | 審議 |
| ④同年9月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定期間を実施された特定部隊の富士実験隊支援特定番号（特定年月日）及びこれを受けた特定部隊特定中隊の命令（原議書を含む）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、①特定期間を実施された特定部隊の富士実験隊支援の命令に係る行政文書（文書1）、②①の命令を受けた特定部隊特定中隊の命令に係る行政文書（文書2）について、文書1については保存期間満了により廃棄したため、文書2については作成又は保有していないため、不存在であるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分の維持が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 文書1について

ア 当該文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁

に確認させたところ、以下のとおりであった。

当該文書は、特定部隊が富士実験隊支援の命令を発簡し、特定部隊特定中隊に支援するように命じるものである。

当該文書は、作成当時の陸上自衛隊文書管理規則で、保存期間3年と定められており、起算日は特定年月日Aであり、保存期間満了後の特定年月日Eに廃棄している。

イ そこで、諮問庁より該当する期間の発簡簿及び廃棄簿の提示を受け、当審査会において確認したところ、当該文書の発簡及び廃棄は諮問庁の説明のとおりであり、当該文書は、保存期間満了により廃棄されたとする諮問庁の説明は首肯できる。

(2) 文書2について

ア 当該文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

当該文書は、特定部隊は富士実験隊支援を実施するので、特定部隊特定中隊は参加せよと特定部隊から特定部隊特定中隊に対して任務として命ずる文書である。

当該文書に関し、発簡の前提となる特定部隊が発簡する命令が想定以上に時間を要したため、特定部隊特定中隊の命令発簡がないまま、特定部隊特定中隊は富士実験隊支援に参加したものである。このため、当該文書については、もともと作成しておらず、保有していない。

イ そこで、諮問庁より該当する期間の発簡簿の提示を受け、当審査会において確認したところ、当該発簡簿中に当該文書に係る記録は認められなかった。

これを踏まえると、当該文書は、もともと作成していないとの諮問庁の説明を是認せざるを得ない。

(3) 本件対象文書の探索について

諮問庁は、本件開示請求を受けて、関係課室及び文書保管庫内の探索を実施し、また、電磁的記録については、執務室内のPCの保存データの探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかったとのことであった。

(4) 上記(1)ないし(3)を踏まえると、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、当該説明を覆すに足る事情も認められない。また、これに加え、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとは認められず、当該説明を是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有している

とは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子